

令和2(2020)年度第1回門真市社会教育委員会議 会議録

会議名称	令和2(2020)年度第1回門真市社会教育委員会議
開催日時	令和3(2021)年3月22日(月)午後5時30分～午後6時15分
開催場所	門真市立文化会館3階 音楽室
出席者	(委員) 萩原委員・横山委員・木下委員・寺西委員・山領委員・ 白土委員・古川委員 (事務局) 水野部長・山次長・隈元課長・森井課長補佐・寺西課長補佐・ 藤井副参事・小升係員・入江図書館長代理
議題	1. 議長及び副議長の決定 2. 社会教育関係団体への補助金等の交付について 3. 門真市社会教育関係団体の登録認定について 4. その他

【事務局】

それでは定刻より少し早くはありますが、お揃いですので令和2年度第1回門真市社会教育委員会議を開催いたします。

開会に先立ちまして、資料の確認をいたします。

まず、会議の次第でございます。

次に、「門真市社会教育委員名簿」でございます。

資料1「社会教育法(抜粋)」

資料2「門真市社会教育委員条例」

資料3「門真市社会教育委員会議運営要領」

資料4「関連法令等抜粋」

資料5「令和3年度 社会教育関係団体 補助金等交付一覧」

資料6「社会教育関係団体の登録に関する要綱」

資料7「門真市社会教育関係団体について」

資料8「令和2年度 門真市社会教育関係団体登録申請団体一覧」

資料9「門真市社会教育関係団体登録認定団体一覧」

資料10「選定結果表」

以上です。

資料に不足はございませんでしょうか。

不足等がある場合は挙手にてお知らせください

次に、本日まで出席いただいている委員のみなさまを名簿順にご紹介いたします。

資料のうち委員名簿をご覧ください。

大阪樟蔭女子大学教授の 萩原 雅也 委員でございます。

大阪国際大学准教授の 横山 誠 委員でございます。

大阪大谷大学教授の 木下 みゆき 委員でございます。

大阪府立門真西高等学校校長の山領 正徳 委員でございます。

門真市立小・中学校長会より、門真市立門真はすはな中学校校長の 寺西 照之 委員でございます。

門真市人権擁護委員の 白土 清治 委員でございます。

元門真市立中学校スクールカウンセラーの 古川 秀明 委員でございます。

皆様、本日はよろしく願いいたします

次に事務局の出席者を紹介いたします。

市民文化部部長の水野でございます。

市民文化部次長の山でございます。

生涯学習課長の隈元でございます。

生涯学習課課長補佐の寺西でございます。

生涯学習課課長補佐の森井でございます。

生涯学習課副参事の藤井でございます。

図書館長代理の入江でございます。

最後に、本日の司会進行をさせていただきます、私、生涯学習課の小升でございます。

よろしく願いいたします。

門真市社会教育委員会議運営要領におきまして、本会議の開催は、委員の過半数の出席を必要としております。

本日は委員7名中7名の出席により、本会議は成立しておりますので、ご報告いたします。

続きまして、私、森井が進行を進めさせていただきます。

本日の進行については、お手元の次第のとおりでございます。

案件1において議長が決定するまで、引き続き事務局が進行させていただきますのでご了承ください。

なお、門真市社会教育委員会議運営要領に基づき、会議は公開するとしておりますが、不開示情報に該当する情報を審議する場合には、議長は会議に諮り、会議を公開しないことができることとなっていることを申し添えます。

本日は、昨年8月の委嘱後、はじめての会議になりますので、あらためて社会教育委員の職務等に関してご説明いたします。お手元の資料のうち、資料1「社会教育法（抜粋）」と資料2「門真市社会教育委員条例」をご覧ください。

門真市では、社会教育法第 15 条「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる」という規定に基づき門真市社会教育委員条例を定め、同条例第 2 条に掲げる「学識経験のある者」、「学校教育の関係者」、「社会教育の関係者」、「家庭教育の向上に資する活動を行う者」の中から、門真市社会教育委員として 2 年間の任期で委嘱させていただいております。

社会教育委員の職務につきましては、社会教育法第 17 条において「社会教育に関する諸計画を立案すること」、「定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して意見を述べること」、「これらの職務を行うために必要な調査研究」などが挙げられております。

社会教育委員は、社会教育委員制度の歴史的な経緯から、個々の委員として職務を行う場合と、会議を開いて合議体として職務を行う場合の両方が想定されています。その他の審議会などの委員には見られない個々の委員としての権能を有することなどから、本市の教育行政において社会教育委員の役割が重要なものであると認識しております。以上です。

【事務局】

本件について、ご質問やご意見はございませんでしょうか。

【事務局】

それでは、次に案件 1、議長及び副議長の決定を行います。資料 3、門真市社会教育委員会議運営要領に基づき、議長又は副議長は、委員の互選により定めるとしていることから、委員の皆様方からご意見をいただきたいと思っております。どなたかご意見をいただけますでしょうか。

【寺西委員】

議長及び副議長は、これまでも学識の方に担っていただいていたので、今回も、今まで社会教育委員会議の議長をされていた大阪樟蔭女子大学教授の萩原委員を議長に、副議長には、これまでも長年社会教育委員を務められてこられた大阪大谷大学の木下委員を推薦いたしたいと思っております。

いかがでしょうか。

【事務局】

ありがとうございました。ただいま、議長には萩原雅也委員を、副議長には木下みゆき委員をとのご意見がございましたが、いかがでしょうか。

本件について賛成の方は拍手をお願いいたします。

(拍手多数)

ありがとうございました。それでは、賛成多数により、門真市社会教育委員会議の議長を萩原雅也委員、副議長を木下みゆき委員に決定いたします。

それでは、萩原委員、木下委員はそれぞれ議長席、副議長席に移動をお願いいたします。これ以降の進行を議長をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

【萩原議長】

皆様改めましてこんにちは。僭越ですけれども、ご推薦いただきご了解いただいたということで、議長をさせていただきます。コロナウイルスの感染拡大ということで、令和2年そして令和3年、社会教育・学校教育をめぐって非常に大きな環境の変化があって、また教育だけでなくその他社会のあらゆる分野に及んでいるとって良いと思います。その変化の中で、新しい社会教育の姿を考えていかなければならないですので、おそらくこの会議の中でもその点など議論することが必要なのかと思います。門真市の社会教育がさらに発展できるようご意見をいただいてまいりたいと思いますので、どうぞ2年間、よろしくお願いいたします。

それでは案件2「社会教育関係団体への補助金等の交付」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

案件2「社会教育関係団体への補助金等の交付について」、関連する法令等を交えてご説明いたします。

資料4「関連法令等抜粋」をご覧ください。

社会教育法第12条において、「国及び地方公共団体は、社会教育関係団体に対し、いかなる方法によっても不当に統制的な支配を及ぼし、またその事業に干渉を加えてはならない」とありますが、交付予定の補助金は社会教育関係団体の行う事業に対し補助するもので、補助金交付によって不当に統制的な支配を及ぼすものではなく、その事業に干渉を加えるものでもございません。

また、本来、憲法第89条において、「公の支配に属しない慈善、教育もしくは博愛の事業」に対して公金の支出は禁止されておりますが、過去の中央教育審議会の答申において、「教育の事業」に該当しない事業として、資料の一番下「補助対象の範囲等」に記載しております、ア～クの事業のとおり示されております。

資料5「令和3年度 社会教育関係団体 補助金等交付一覧」をご覧ください。資料に掲げる社会教育関係団体への補助対象事業につきましては、ア～クの事業のいずれかに該当することから、憲法第89条にも抵触しないものと認識しております。

以上を踏まえ、社会教育法第13条、「地方公共団体が社会教育関係団体に対し、補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員会議の意見を聴いて行わなければならない」との規定に基づき、委員のみなさまにご意見をお伺いいたします。

なお社会教育関係団体への補助金交付については、次の案件である「門真市社会教育関係団体の登録」の有無にはかかりません。先ほどご説明申し上げました、社会教育法第12条や憲法第89条など、法的な観点から見て、これらの規定に抵触していないかどうか確認

し、あくまで主として社会教育活動を行う団体に対し補助金を交付いたします。

それでは、あらためて資料5をご覧ください。

令和3年度の補助金等交付予定の団体、補助対象事業、補助対象経費、予算等を記載しております。上から順に読み上げさせていただきます。

はじめに、門真市PTA協議会の「研究発表大会事業」・「生活指導委員会講演会事業」・「文化交流委員会講演会事業」に対し、門真市PTA協議会補助金として、20万円予算計上しております。

門真市青少年育成協議会連合会の「青少年の健全育成を目的に実施する青少年非行防止市民決起大会事業」・「青少年の健全育成に寄与することを目的とする事業」に対し、門真市青少年育成協議会連合会補助金として、10万円予算計上しております。

各小学校区青少年育成協議会の「青少年の健全育成を目的に実施する校区パトロール活動に関する事業」・「青少年の健全育成を目的に実施する校区清掃活動に関する事業」・「青少年の健全育成にかかる研修及び啓発活動に関する事業」・「その他青少年の健全育成に関する事業」に対し、各小学校区青少年育成協議会補助金として、30万円予算計上しております。

門真市子ども会育成連合会の「各種スポーツ大会事業」・「ジュニアリーダー養成事業」・「文化芸術啓発事業」・「研修会事業」・「大阪府子ども会育成連合会及び北河内ブロック子ども会育成連合会に対する負担金」に対し、門真市子ども会育成連合会補助金として、20万円予算計上しております。

門真市スポーツ少年団の「門真市スポーツ少年大会事業」に対し、門真市スポーツ少年大会補助金として、10万円予算計上しております。

同じく門真市スポーツ少年団の「講習会事業」に対し、門真市スポーツ少年団本部補助金として5万円予算計上しております。

門真市体育協会の「研修会事業」に対し、門真市体育協会補助金として、2万円予算計上しております。

門真市校区体育祭実行委員会の「門真市校区体育祭事業」に対し、門真市校区体育祭補助金として12校区合計で186万8千円予算計上しております。

最後に、門真市文化協会の「文化芸術事業」に対し、門真市文化協会補助金として、15万円予算計上しております。

いずれの団体も補助対象経費につきましては、補助対象となる事業の実施に要する経費となっておりますが、総会や懇親会、役員の報酬及び食糧費は補助対象外となります。

また、交付の上限額については予算の範囲内となっております。以上でございます。

【萩原議長】

ありがとうございました。それでは、案件2「社会教育関係団体への補助金等の交付」について、ご質問あるいはご意見はございますか。

【古川委員】

ナンバー1「門真市PTA協議会」の生活指導委員会講演会事業、文化交流委員会講演会事業の詳しい内容、回数などを教えていただければと思います。

【萩原議長】

事務局お願いいたします。

【事務局】

ご説明いたします。各委員会につきましては、例年、年1回開催されております。生活指導委員会講演会事業は主に保護者を対象とした事業となっており、生活・指導などに携わる有識者の方を講師にお招きし、講演会を開催されております。文化交流委員会講演会事業につきましては、高校・大学の見学会などを開催されております。

【古川委員】

見学会が講演会に当てはまるということでしょうか。講演会とはまた別で見学会を開催されたということでしょうか。

【事務局】

申し訳ございません、今確認いたしましたところ、補助は、講演会に限らず委員会活動に対して行われるものでございました。補助事業名については資料の記載が誤っております。正しくは文化交流委員会事業でございます。

【古川委員】

講演会につきましては、コロナなどあるかと思いますが、対面でされたのでしょうか。

【事務局】

今年度の委員会活動については、ご指摘のとおり新型コロナウイルス感染症の影響により、今年度は全て中止というように聞き及んでおります。したがって、今年度、門真市PTA協議会への補助金の交付はございません。

【木下副議長】

例年通りに活動できていない団体が多いと思いますが、門真市PTA協議会の他に、今年度補助金を交付されなかった団体がありましたら、参考までにお教えてください。

【事務局】

ナンバー2「門真市青少年育成協議会連合会」、ナンバー3「各小学校区青少年育成協議

会」の一部校区には交付しておりません。

なお、ナンバー4「門真市子ども会育成連合会」につきましては一部の事業は中止となっておりますが交付しております。

事業終了後、補助金交付団体から提出された報告書を確認し、必要に応じて補助金の返還を求めることとなります。

【萩原議長】

本案件につきましては、先ほどの説明にありましたとおり、社会教育法の中で、行政が団体に対し統制や命令をくたさないようになどの理由から、社会教育委員の皆様にご意見を伺うことが必要となっております。他にご意見がないようでしたら、事務局から提案のあった形で、令和3年度は資料に記載されているとおりの額を上限とし補助するということとさせていただきます。いただきたいと思います。いかがでしょうか。

【委員】

異議なし。

【萩原議長】

それでは、案件2につきましては、異議なしということで進めさせていただきます。

続いて、案件3「門真市社会教育関係団体の登録認定」について、事務局から説明をお願いします。

【事務局】

案件3「門真市社会教育関係団体の登録認定」についてご説明いたします。

資料6「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」、資料7「門真市社会教育関係団体について」、資料8「門真市社会教育関係団体登録 申請団体一覧」、資料9「門真市社会教育関係団体登録認定団体一覧」をお手元にお出してください。

まず、資料6「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱」、資料7「門真市社会教育関係団体について」をご覧ください。

本制度は、学習や文化、スポーツ、ボランティア活動など、自主的、自律的な活動を行っている団体を対象に、その活動を活性化し支援する基盤の整備をすること、そしてそれらをとおり市全体の生涯学習の発展・振興を図ることを趣旨としております。

登録要件としては、社会教育活動をしており、資料6「登録に関する要綱」第2条に掲げる要件を満たすことが必要であるため、社会教育法第10条において規定されております、「法人であると否とを問わず、公の支配に属しない団体で社会教育に関する事業を行うことを主たる目的とするもの」という、社会教育関係団体の定義に当てはまる団体であっても、要件を満たさないなどの理由により登録されていない団体もいらっしゃいます。

なお、本制度に登録していただくことのメリットといたしましては、門真市と登録団体相

互の情報発信・情報共有の促進、今後の連携に繋げるためのネットワーク作りや、施設利用料の減免などの活動支援などがございますので、本制度をとおした社会教育の振興のため、要件は満たしているものの登録されていない団体への声掛けや、ホームページへの掲載などを通じて、引き続き本制度の促進を図ってまいります。

団体登録にあたりましては、資料6の「要綱」第3条に定めておりますとおり、申請書に加え、団体の規約又は会則、役員・会員名簿、事業計画書及び事業報告書、予算書及び決算書を提出していただいたうえで、社会教育委員会議に諮り登録を認定されることが必要であり、現在門真市社会教育関係団体として登録されている団体は、資料9でお示ししております26団体でございます。

登録の有効期間は登録証の交付の日から3年以内であり、有効期間満了後、引き続き登録を希望する団体は更新手続きをしていただく必要がございます。

この度、令和3年3月31日をもって登録有効期限を迎える団体12件のうち12件全ての団体から更新の申請がありました。

つきましては、「門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱の第4条、「登録の可否については社会教育委員会議に諮り、決定するものとする」という規定に基づきまして、社会教育委員の皆様にご審議いただきたいと存じます。

なお、申請のあったすべての団体について、門真市社会教育関係団体の登録に関する要綱第2条に規定されている登録の要件を満たしていることを事務局にて確認しております。

上から順に申請のありました団体名を読み上げさせていただきます。

まず「門真市民ミュージカル」、次に「門真市青少年育成協議会連合会」、次に「門真小学校区青少年育成協議会」、次に「大和田校区青少年育成協議会」、次に「二島校区青少年育成協議会」、次に「上野口校区青少年育成協議会」、次に「速見校区青少年育成協議会」、次に「北巣本校区青少年育成協議会」、次に「五月田校区青少年育成協議会」、次に「東校区青少年育成協議会」、次に「門真みらい校区青少年育成協議会」、最後に「愛好会親睦バレーボール」の計12団体でございます。

それぞれ団体の目的や活動実績等も記載しておりますので、参考までにご覧ください。

それでは、全ての団体が登録要件を満たしておりますので、このまま登録の決定の手続きを進めさせていただいてよろしいか、ご意見をいただけたらと思います。

【萩原議長】

ありがとうございました。ただ今、案件3「門真市社会教育関係団体の登録認定」について事務局より説明していただきましたが、これにつきましてご意見やご質問はございますか。

【古川委員】

これまで、申請はあったものの会議で登録が認められなかった団体はあるのでしょうか。あるのであれば、どういった理由で認められなかったのか、教えていただきたいです。

【事務局】

登録には、資料6「門真市社会教育関係団体登録に関する要綱」第2条に記載されております全ての要件が備えられていることが必要となります。これまでには、3号のオの要件「団体活動のための自己財源」を有していないことにより登録の要件を満たさず認められなかった団体などがございました。

【萩原議長】

会議に出てくるまでに事務局により登録の要件が満たされているかは確認されていますので、会議の場ではなく事務局での確認により認められなかったということですね。

今年度は非常に多くの団体から継続の登録申請が出ているんですけれども、登録は番号順にされていますので校区の青少年育成協議会が初めて申請されたのは比較的新しいということですね。何回目の申請でしょうか。2回目でしたでしょうか。

【事務局】

2回目の申請になります。

【萩原議長】

そうですね。校区によって申請されているところとされていないところがあって、たしか初回の更新の時にその議論をした記憶があるんですけれども。事務局から勧められても、校区によってはこういった登録のための手続きが面倒とのことで申請されないという校区があったというように記憶しております。ただ今回は、今年度をもって登録期間が終了となる全ての登録団体が更新の申請をされた。そういった意味では、これまで同じように活動されてきて、今後も継続して活動されるということですので、特にご異論なければ申請を認めるということよろしいでしょうか。

【委員】

異議なし。

【萩原議長】

では案件3は以上とさせていただきます。

それでは次に、事務局より報告があるとのことなので、お願いいたします。

【事務局】

事務局より3点ご報告いたします。

今年度から、本市の社会教育施設は教育委員会から市長部局の所管となっており、社会教育委員会議の所管外ではありますものの、これまで各般にわたりご意見を頂いておりましたので、各施設の状況について、ご報告いたします。

まず、「門真市立公民館及び門真市立門真市民プラザ」についてでございます。資料 10「選定結果表」をご覧ください。当該施設につきましては、現指定管理者の指定期間が令和 3 年 3 月 31 日をもって満了することから、今年度改めて令和 3 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで当該施設の指定管理者を公募いたしました。選定委員会による審査の結果、指定管理者として「特定非営利活動法人トイボックス」が選定されましたので、ご報告いたします。

次に、「現門真市立図書館及び（仮称）門真市立生涯学習複合施設管理運営等事業」についてでございます。同じく資料 10 をご覧ください。生涯学習複合施設の整備にあたりましては、昨年度まで社会教育委員の皆様からご意見いただいていたところであり、今年度、生涯学習複合施設の指定管理業務や設計支援業務、開館準備業務、現図書館の指定管理業務等を併せて行っていただく事業者を公募いたしました結果、選定委員会において、「カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社」が選定されましたので、ご報告いたします。

現在は設計に市民の皆様のご意見を反映させるべく市民アンケート調査を実施しているところです。アンケート調査実施後はワークショップを行い、基本設計業務の発注に向けて進めてまいります。

最後に、本会議の開催場所である「門真市立文化会館」についてでございます。同施設は、建物が老朽化していることから、約 53 年の歴史に幕を閉じ、令和 3 年 3 月 31 日を持ちまして閉館となります。閉館に伴う対応としましては、これまで利用されていた団体へは、引き続き活動できるよう、代替施設のご案内を行っており、現施設は 10 月ごろから撤去工事を開始する予定でございます。

その他の説明は以上でございます。

【萩原議長】

ありがとうございました。事務局より生涯学習施設の状況等についてご説明していただきました。公民館及び門真市民プラザの指定管理者と生涯学習複合施設・現門真市立図書館の管理運営事業者の選定、文化会館の閉館、撤去工事の予定をご報告いただきました。

これにつきまして何かご意見やご質問はございますか。

【寺西委員】

「公民館及び門真市民プラザの指定管理者」は来年度から変わるのか、変わらないのかということ、そして、複合施設の指定管理者などが決まったということですがこれからどのようなスケジュールで進むのか、大まかな流れを教えてくださいと思います。

【事務局】

「公民館及び門真市民プラザの指定管理者」につきましては、今年度まではアクティオ株式会社でしたが、来年度からは特定非営利活動法人トイボックスとなるので、指定管理者は変わることとなります。

続きまして、現図書館及び生涯学習複合施設についてですが、複合施設は令和 7 年度の開

館を予定しております、その前段階として、今回選定された事業者には現図書館の指定管理を1年間していただきます。現在は、選定事業者に設計支援業務を委託しアンケートやワークショップなどを行い、基本設計者選定に向けての準備をしております。そして基本設計ができましたら、実施設計、施工という流れで進めてまいります。

指定管理の導入時期につきましては、現図書館については令和6年度、生涯学習複合施設は令和7年度からを予定しております。

【寺西委員】

文化会館は今年度末をもって閉館・撤去ということですが、跡地の利用については何か決まっているのでしょうか。

【事務局】

施設を含むこの一帯は広場やヘリポートが着けるようなサイズの防災公園になるというように聞いております。

【萩原議長】

他に何かありますでしょうか。

【寺西委員】

この施設の横の公園や前の道路など、現在、夜な夜な青少年が現れているので、単に広い公園、ヘリポートなどとすると、スケートボードの音などで、また市民の方にご迷惑をおかけすると思いますので、そのあたり考慮していただければと思います。

【萩原議長】

今のご意見にありました現状については、市の方でもご認識されているのでしょうか。

【事務局】

はい、認識しております。

【木下副議長】

公民館及び市民プラザの指定管理者についてですが、現在の指定管理者は何期、何年間指定管理者を務められていたのでしょうか。

【事務局】

現在の指定管理者には1期、5年間指定管理者を担っていただいております。

【萩原議長】

最後に私から確認なのですが、資料 10 は、「公民館及び門真市民プラザ指定管理者」「現門真市立図書館及び生涯学習複合施設管理運営等事業者」の審査結果表となっており、それぞれ応募事業者が順位付けされているのですが、それぞれ 1 位の事業者と契約締結の予定ということでしょうか。

【事務局】

はい。

【萩原議長】

順位付け 1 位の事業者が問題なければ 1 位の事業者と、何かあれば 2 位の事業者と、最終、議会にかけられ決定ということですね。

【事務局】

はい。12 月議会で既に可決されておりますので、現在、契約の締結に向けて、事業者と協議等進めているところでございます。

【萩原議長】

他にご意見が無いようでしたら、これをもちまして、令和 2 年度第 1 回門真市社会教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。